# 那霸市公報

#### 第1399号

毎月2回 1,15日発行 発 行 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市総務部総務課

# 目 次

# 条 例

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例(税制課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	606
公告	
末吉宅地開発建築協定の認可及び縦覧について(建築指導課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	607
住民票の職権消除の公示について(市民課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	607
那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理事業の仮換地の指定取消通知及び 指定通知の公示送達について(小禄南区画整理事務所)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	608
水道局告示	
那覇市水道局指定給水装置工事事業者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	609
選挙管理委員会告示	
平成 17 年度検察審査員候補者及び予定者を選定するくじを行う日時、場所 及びくじの方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	610
那覇市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	611

# 条 例

#### 那覇市条例第37号

平成16年11月1日

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成10年那覇市条例 第36号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第12条第1項の表の第5号」を「第12条第1項の表の第4号」に、「第45条第1項の表の第5号」を「第45条第1項の表の第4号」に改める。

第6条中「第12条第1項の表の第6号」を「第12条第1項の表の第5号」に、「第45条第1項の表の第6号」を「第45条第1項の表の第5号」に改める。

付 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

# 公

那覇市公告第42号 平成16年10月7日 掲 示 済

末吉宅地開発建築協定の認可及び縦覧について

建築基準法第73条第1項の規定により下記の建築協定を認可したので、同条第 2項の規定により公告する。また、同条第3項の規定によりその建築協定書を一般 の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

認可番号

第1号

2 認可年月日

平成16年10月7日

3 建築協定の名称

末吉宅地開発建築協定

4 建築協定区域の地名地番

那覇市首里末吉町3丁目109番地他11筆

5 縦覧場所

那覇市役所 都市計画部 建築指導課 那覇市銘刈2-3-1 新都心銘刈庁舎5F

> 那覇市公告第45号 平成16年10月20日 済 掲 示

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住 民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

### **那覇市公告第48号** 平成16年11月1日

那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理事業の仮換地の指定取消通知及び指定通知の公示送達について

次の表の左欄に記載する者に対する土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号) 第 98 条第 1 項の規定による仮換地指定について、同条第 4 項の規定により仮換地の 指定取消通知書及び指定通知書を送付したが転居先不明のため、同法第 133 条の規 定により、書類の送付にかえて通知の内容をそれぞれ当該右欄のとおり公告する。

那 覇 広 域 都 市 計 画 事 業 小 禄 南 土 地 区 画 整 理 事 業 施 行 者 那 覇 市 代表者 那覇市長 翁長 雄志

書類の送付を受けるべき者			通 知 の 内 容	
住 所	氏	名		
那覇市字小禄	當間	清	平成1年12月22日付け、那建区第10243号	
857番地5			72 号により通知した仮換地指定の内、下記の宅地	
			について、仮換地変更により指定を取消す。	
			従前の宅地:那覇市字小禄万越原 986 番 2 23.m <sup>2</sup>	
			仮換地: 27 街区 14 画地 3 ㎡	
			27 街区 18 画地 3 ㎡	
			27 街区 22 画地 3 m <sup>2</sup>	
			仮換地の指定取消通知の日:平成16年9月16日	
那覇市字小禄	當間	清	那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理施行	
857番地5			地区内の貴殿所有の下記宅地について、仮換地を指	
			定する。	
			従前の宅地:那覇市字小禄万越原 986 番 2 23.m <sup>2</sup>	
			仮換地:27 街区 14 画地 3 ㎡	
			27 街区 18 画地 3 ㎡	
			27 街区 22 画地 3 ㎡	
			(形状の変更)	
			仮換地の指定通知の日:平成16年9月16日	
那覇市山下町	上原	武三	那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理施行	
10番17号			地区内の貴殿所有の下記宅地について、仮換地を指	
			定する。	
			従前の宅地:那覇市字小禄泉原 5192 番 7 35.m <sup>2</sup>	
			仮換地: 44 街区 12-1 画地 25 ㎡	
			仮換地の指定通知の日:平成16年9月16日	
豊見城市字与根	新垣	正榮	平成1年12月22日付け、那建区第10243号	
3 2 4 番地			23 号により通知した指定を取消す。	
			仮換地の指定取消通知の日:平成16年9月16日	

- 注意 1 この通知書記載の「仮換地指定の効力の日」から従前の宅地については使用し、または収益することができません。
  - 2 別に通知する「仮換地について、使用または、収益を開始することができる日」までは仮換地を使用し、または収益することができません。
  - 3 この通知について不服があるときは、この通知を知った日から起算して 60日以内に沖縄県知事に審査請求をすることができます。 (審査請求書の記載事項は、行政不服審査第15条に規定されていま す。)
  - 4 上記の仮換地地積は確定測量の結果、多少増減します。
- 【掲示場所】1 那覇市字宇栄原 1035 番地 小禄支所 1 階掲示板
  - 2 那覇市市字小禄 752 番地 小禄老人福祉センター 1 階掲示板

## 水道局告示

那覇市水道局告示 第3号

平成16年10月12日 掲 示 済

那覇市水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市水道局指定給水装置工事事業者規程第10条1項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那 覇 市 水 道 事 業 管 理 者 水 道 局 長 高 嶺 晃

#### 那覇市水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事	業	者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
2 9 9	有限会社	光来興	建	那覇市 若狭3丁目9番1号	蘇政夫	平成 1 5年 4月22日
3 0 0	シンキ	設 備		北中城村 字島袋307番地	知花 進	平成 1 5 年 5 月 20 日
3 0 1	山 城 設	備		糸満市 字大里 2 5 番地	山城 幸雄	平成 1 6年 5月31日

_			_					
3	0	2	沖縄電	建	浦添市	金城	俊功	平成16年
					牧港1丁目8番1号		12.73	6月25日
3 0 3 有	有限会社	幸南設備工業	沖縄市	幸喜	政明	平成16年		
			室川2丁目10番14号			7月15日		
3	0	4	株式会社	設備技研	沖縄市	平良	智	平成16年
				美里2丁目13番33号			7月20日	
3 0 5	株式会社	沖 産 業	浦添市	花城	清健	平成16年		
			西原2丁目4番12号			8月27日		
3	3 0 6 株式会	6	株式会社	正太商事工業	那覇市首里久場川	當眞	正次	平成16年
			14 工人的专工人	2丁目28番地1	шу	ш//	9月1日	
130/		ーライフメンテ	那覇市	山本	綾子	平成16年		
	•	ナンス(株)		前島1丁目1番3号	ш·т·	ו אוו	9月1日	
3 0 8	8	有限会社	上原設備工業	豊見城市	上原	直彦	平成16年	
				字与根158番地の3			9月3日	
3 0 9	上門設	門設備	与那城町	上門	義秀	平成16年		
			字西原282番地の3			10月6日		

# 選挙管理委員会告示

#### 那覇市選挙管理委員会告示第60号

平成 1 6 年 1 0 月 4 日 掲 済 示

平成 17 年度検察審査員候補者及び予定者を選定するくじを行う日時、場所 及びくじの方法について

検察審査会法(昭和23年法律第147号)第10条第3項及び検察審査会法施 行令(昭和23年政令第354号)第5条の規定による平成15年度検察審査員候 補者及び予定者を選定する「くじ」に関して、次のとおり定める。

> 那覇市選挙管理委員会 委員長 大 城 勝 夫

- 1 くじを行うべき日時
  - (1) 予定者 平成 16 年 10 月 19 日 午後 2 時
  - (2) 充足者 平成 16年 12月 3日 午後2時
  - (3)候補者 平成 16年 12月 20日 午後 2時
- 2 くじを行うべき場所

那覇市銘苅2丁目3番1号 那覇市新都心銘苅庁舎2階 那覇市選挙管理委員会

3 くじの方法

検察審査員候補者選定規程 (平成 13 年 10 月 2 日那覇市選挙管理委員会告 示第 2 号)の定めるところによる。

**那覇市選挙管理委員会告示第 99 号** 平 成 1 6 年 1 1 月 1 日

那覇市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会 委員長 大 城 勝 夫

#### 那覇市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

那覇市選挙管理委員会規程(昭和 47 年那覇市選挙管理委員会告示第 38 号)の一部を次のように改正する。

第4条の2中「仮委員長は、最年長の委員がこれにあたる。」を削り、同条に次の 1項を加える。

2 仮委員長は、最年長の委員がこれにあたる。

第5条の2中「市議会」の次に「議長」を加える。

第7条中「議会及び長」を「市議会議長及び市長」に改める。

第12条第1項中「出席委員とともに署名しなければならない。」を削る。

第16条の2中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同項中「兼任書記を置く。」を「兼任書記を置くことができる。」 に改める。

第17条第2項中「前項」の次に「に掲げる」を加える。

第20条中「特別の事由」の前に「ただし、」を加える。

第21条の2見出し中「閲覧」を「取扱い」に改める。

第23条を次のように改める。

(局長の専決事項)

- 第23条 次に掲げる事項は、局長がこれを専決するものとする。ただし、重要又は 異例に属すると認める事項は、委員長の指揮を受けるものとする。
- (1)職員の身分調査に関すること。
- (2)職員の配置及び事務分掌に関すること。
- (3) 主幹の服務及び出張に関すること。
- (4) 照会、回答及び報告に関すること。
- (5)公簿の閲覧に関すること。
- (6)諸証明に関すること。
- (7)公文書の公開又は非公開に関すること。

(主幹の専決事項)

- 第23条の2 次に掲げる事項は、主幹がこれを専決するものとする。ただし、重要であると認める事項は、局長の指揮を受けるものとする。
  - (1) 那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)に基づく 給与の支給に関すること。
  - (2) 主査等の服務、時間外勤務命令及び出張に関すること。
  - (3) 臨時職員の任用、給与及び服務に関すること。

第25条を次のように改める。

(告示の方法)

第25条 前条に定めるもののほか、告示は那覇市公報に登載して行う。ただし、急を要するときは、新都心銘苅庁舎の掲示場に掲示して行うものとする。

 第 26 条第 1 項中「
 那覇市選
 を「
 那覇市選挙管理委員会 管理委員会 委員 長 印

 員 長 印
 本 1 本 1 本 1 本 1 表 2 4 大 1 大 1 トル 」
 大 トル 」 カ ミ リ メ ー ト ル 」

「21」を「24」に改める。

付 則

- 1 この告示は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 那覇市選挙執行規程(平成 12 年那覇市選挙管理委員会告示第 42 号)の一部を 次のように改正する。
  - 第2条を次のように改める。

(告示の方法)

- 第2条 選挙長が行う告示は、新都心銘苅庁舎の掲示場に掲示して行うものとする。
- 3 この告示施行後においても、なお当分の間、この告示施行前の様式を使用する ことができる。